

退去強制業務について

平成30年12月
法務省入国管理局

現状・問題点

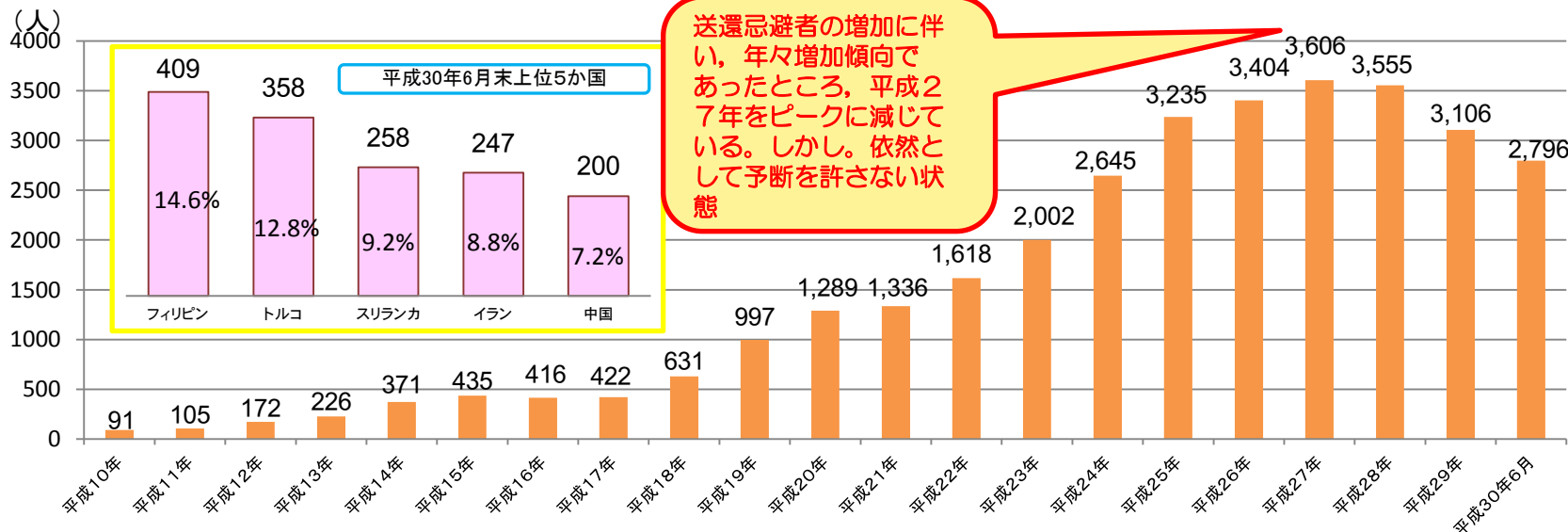
平成30年6月末現在、被退令仮放免者は2,796人となっており、これらの者は、本来であれば直ちにその国籍国へ送還すべきところであるが、濫用的に難民申請に及んだり、その者の国籍国政府が身柄の引き取りを拒否する等の理由で送還が滞っている状況にある。

なお、一部の被退令仮放免者は、仮放免中に殺人、強盗、薬物関連事案等の罪を犯し、刑事罰を受けて刑務所等に服役しているケースもあり、安心・安全な社会を脅かす存在となっている。

被退令仮放免者とは・・・

退去強制令書が発付され、本来なら国籍国へ送還されるべき立場にもかかわらず、諸般の事情等により直ちに送還できないことから、一時的に収容を解かれている者

《被退令仮放免者の推移》



退去強制手続は、身柄の收容を前提として行われるところ、收容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に收容を停止し、一定の条件を付して、例外的に身柄の拘束を解くのが仮放免制度である(ただし、退去強制令書の効力は失われず、送還されるべき(帰国すべき)立場にあることに変わりはない。)

許否判断に当たって考慮する事項

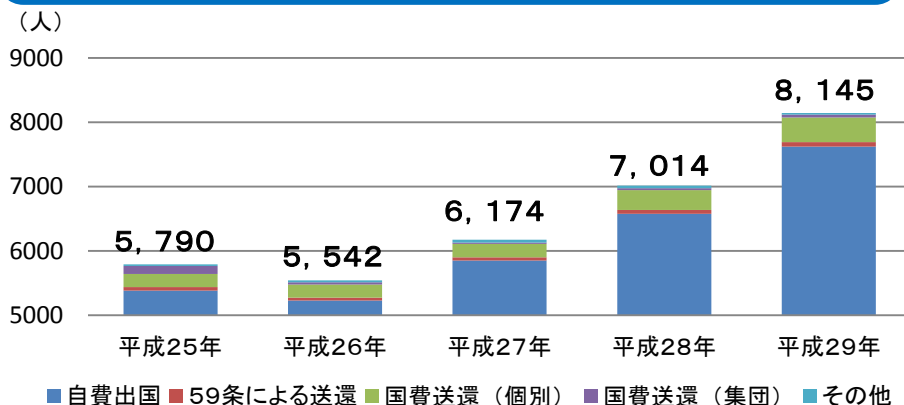
- 被收容者の容疑事実又は退去強制事由
- 仮放免請求の理由及びその証拠
- 被收容者の性格、年齢、資産、素行、健康状態
- 被收容者の家族状況
- 被收容者の收容期間
- 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被收容者との関係及び引受け熱意
- 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無
- 日本国の利益又は公安に及ぼす影響
- 人身取引等の被害の有無
- その他特別の事情

送還忌避者の送還について



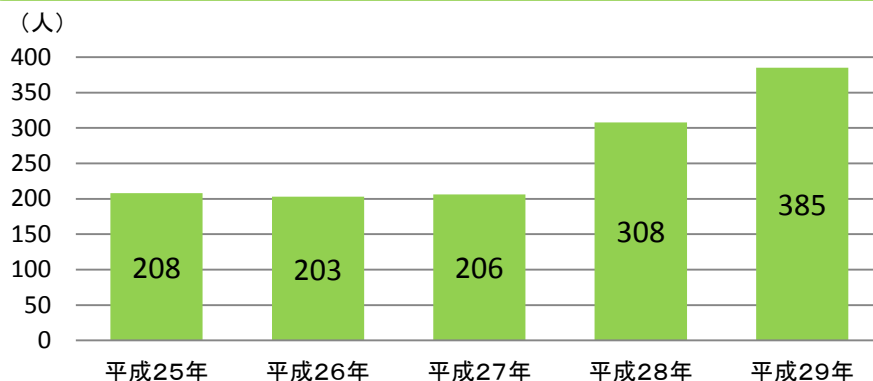
送還の状況

退去強制令書が発付された被送還者の送還状況は、平成26年から増加傾向にあり、平成29年中は8,145人を送還。



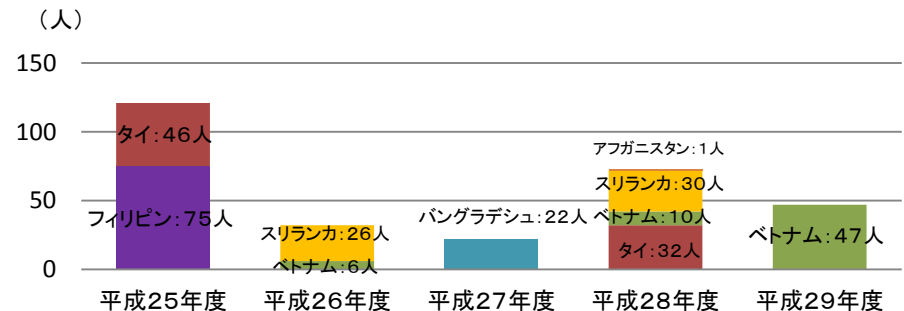
国費送還について

退去強制令書が発付された者のうち、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等のうち、個々の状況等を勘案して国費により送還を実施。



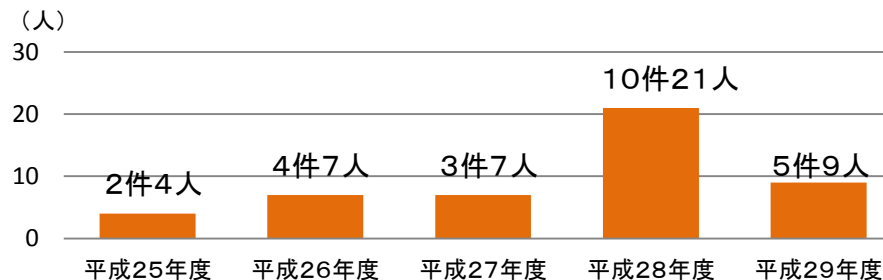
チャーター機による送還

平成25年度から、機長から搭乗を拒否されることなく安全・確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施。

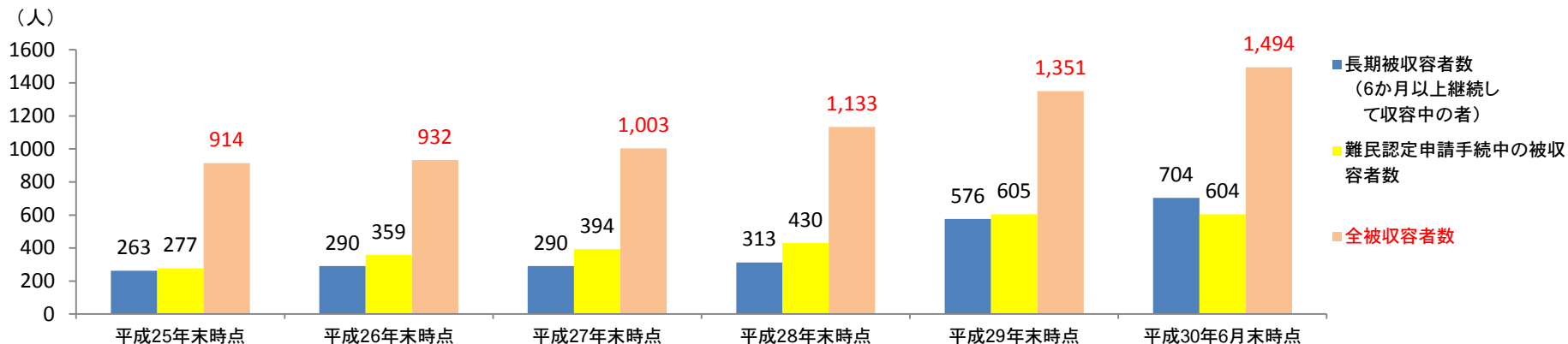


IOM送還プログラム

平成25年度から、IOM駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施。

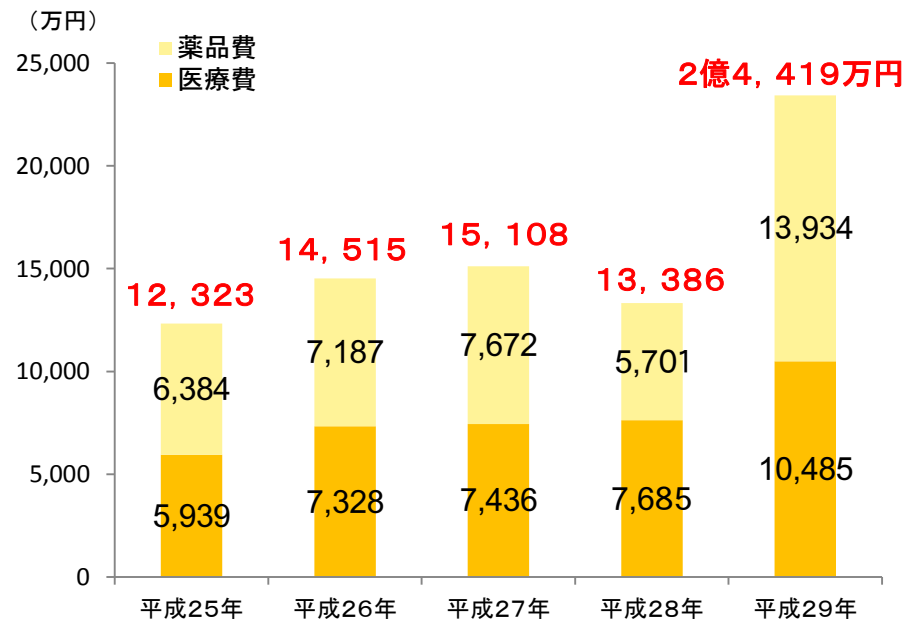
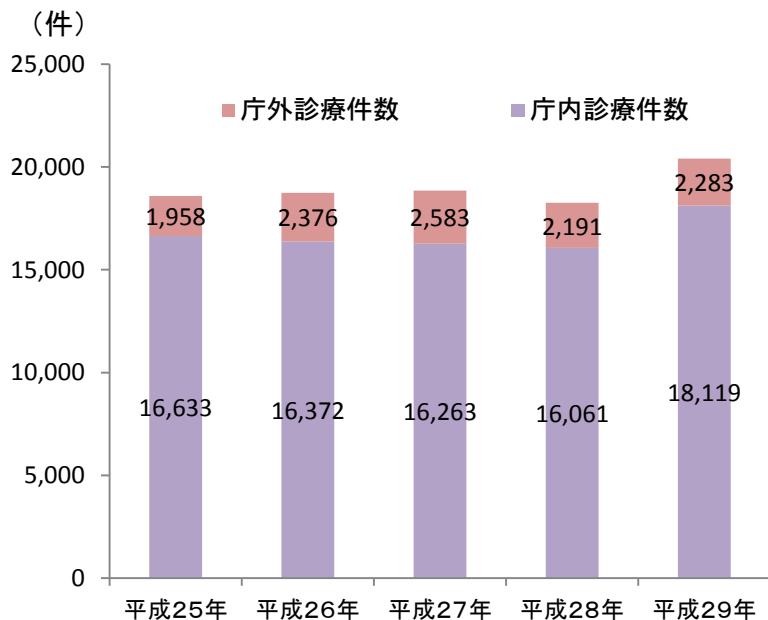


困難を極める被收容者の処遇①



診療の状況

被收容者医療費の推移



困難を極める被収容者の処遇②

被収容者が仮放免の許可などを求め、以下のような対当局的な事案を発生させており、その数は年々増加している。

集団での官給食の不食

- 平成29年5月(最大47人) 東京入国管理局
- 平成30年4月(最大128人) 東日本センター
- 平成30年11月(最大30人) 東日本センター
仮放免の許可などを求め、集団で官給食の不食に及んだ事案が発生した。

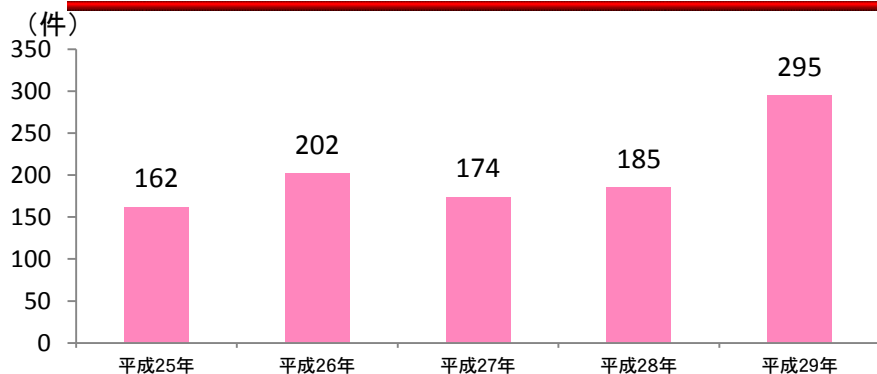
集団での帰室拒否

- 平成30年4月 大村入国管理センター
仮放免が許可されないことに対する不満などから、開放処遇が終了した後も、集団で自室への帰室を拒否し、入国警備官の職務執行に反抗する事案が発生した。

施設破壊行為

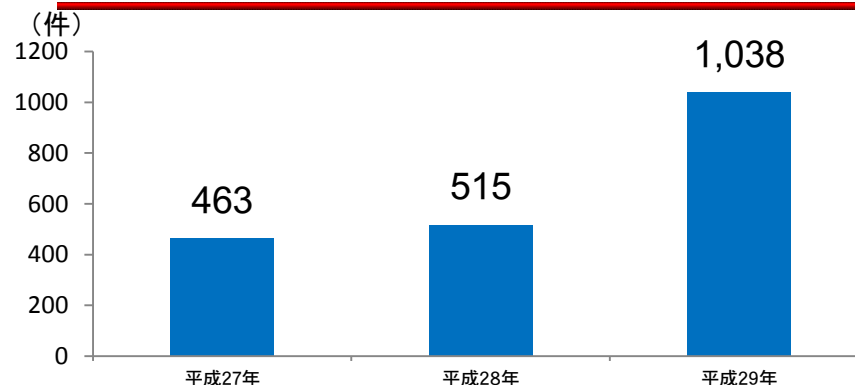
- 平成30年5月 東日本入国管理センター
洗濯室の乾燥機を破壊させた事案が発生した。
- 平成30年6月～10月 東日本入国管理センター
シャワー室の設備が破壊される事案が繰り返し発生した。

隔離件数の推移



※隔離とは、収容施設内の安全や秩序を維持するため、他の被収容者と分離し、個別に処遇を行う措置である。

制止件数の推移



※1 制止とは、被収容者が遵守事項に違反する行為をした場合に、中止を命じるなどし、当該違反行為を制止する措置である。※2 平成27年から集計。

欧州評議会の「送還ガイドライン」(2005. 9制定)

第4章帰国受け入れ ガイドライン13 国家の義務

- 1 出身国は形式的行為、遅延又は障害なく、自国民の帰国を受け入れるとともに、その国籍を決定するにあたり、受入国に協力し、国際法の下でその義務を履行すべきである。当該義務は、帰国受入協定においても履行が縛られ、受入国(送還に係る身柄引受要請国)の領域に不法に入国・滞在している者の帰国を引き受けるため、要請される帰還国(被要請国)に課されることになる。
- 2 受入国から帰国措置のための文書の交付を要請されるに際し、出身国又は帰還国の当局は、帰国要請を仕向けるために帰国の理由又は事情を照会すべきではなく、また、出身国に帰国させる上で本人の同意を必要とすべきではない。
- 3 (家族統合への配慮)
- 4 (受入国での庇護申請などを理由としたサンクションの排除)

EUの送還に関する指令

- 2008年にEU諸国によって承認された、非正規移民の送還に関する共通規則である「送還に関する指令」は2010年末に施行。これは、明確、透明かつ公正な共通規則として、関係者の基本的人権を完全に尊重しつつ、不法に滞在している非正規移民の帰国、強制措置、収容及び再入国を定めたもの

送還に関するトルコ・EU間の協定

- 2008年にEUが制定した「送還に関する指令」に基づいて16か国との間で締結
- 送還が決定した非正規移民の身柄引受義務の明確化
- 現滞在国内政府当局から出身国政府当局に対する通報書式の制定
- 現滞在国内政府当局による通報後数日以内に出身国政府当局が回答する義務
- 3か月有効の渡航文書(帰国用旅券)の発給義務(トルコ大使館が所在しない場合は、身分確認に関する出身国政府の確認文書がその代替となる。)
- 送還に利用する航空機についてチャーター機利用も含めて無制限
- 庇護希求申立てを行った者に対する難民条約上の配慮
- 国籍剥奪その他の制裁措置の禁止

保安要員を活用した送還

保安要員は、本邦領域外の航空機内で、機長の指示を受け、航空機の登録国法の範囲内での有形力行使や戒具の使用が可能なおことから、被送還者からの抵抗を排除することができ、安全確実な送還に有効。

優先度合いに留意した送還

送還忌避者の送還に当たって、より一層の送還促進と効率化を図るため、送還の優先度合いに留意して速やかな国費送還を実施。

小口集団送還

定期運航便の一部座席を借り上げ、複数の被送還者を一度に送還。

平成29年度実績 2回 12人
平成30年6月まで実績 3回 13人

送還の事前告知

送還忌避者のうち、送還日を事前に告知することで自発的な出国が望める者に対しては、送還日の事前告知を実施。

収容施設の体制整備

被収容者の中には、様々な事情により速やかな送還が困難な者もあり、収容が長期間に及ぶ者もいることから、同人らの長期収容が可能な収容施設を含めた人的、物的体制の整備を推進する。